



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	民事判例研究
Author(s)	山本, 周平
Citation	北大法学論集, 72(1), 181-194
Issue Date	2021-05-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/81562
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_72_1_06_Yamamoto.pdf



民事判例研究

山本周平

被用者が使用者の事業の執行について第三者に加えた損害を賠償した場合における被用者から使用者に対する求償（いわゆる逆求償）の可否

最高裁令和2年2月28日第2小法廷判決（平成30年（受）第1429号、債務確認請求本訴、求償金請求反訴事件）民集74巻2号106頁

I 事案

1 事実関係の概要

Yは、貨物運送を業とする株式会社である。Yは、その事業に使用する車両全てについて自動車保険契約等を締結していなかった。

Xは、平成17年5月、Yに雇用され、トラック運転手として荷物の運送業務に従事していた。Xは、平成22年7月、上記業務としてトラックを運転中、Aの運転する自転車と接触し、Aを転倒させる事故（以下「本件事故」という）を起こした。Aは、同日、本件事故により死亡した。

Aの相続人は、その長男Bおよび次男Cであった。Cは、平成24年10月、Yに対して本件事故による損害の賠償を求める訴えを提起した。平成25年9月、CとYとの間で訴訟上の和解が成立し、Yは、Cに対して和解金1300万円を支払った。

Bは、平成24年12月、Xに対して本件事故による損害の賠償を求める訴訟を提起した。第一審裁判所は、平成26年2月、46万円余りおよび遅延損害金の支払を求める限度でBの請求を認容する判決を言い渡した。Bがこの判決を不

服として控訴したところ、控訴審裁判所は、平成27年9月、第一審判決を変更し、1383万円余りおよび遅延損害金の支払を求める限度でBの請求を認容する判決を言い渡し、この判決は確定した。Xは、平成28年6月、この判決に従い、Bのために1552万円余りを有効に弁済供託した。

そこで、Xは、Yに対し、求償権を取得したと主張して、同額の支払を求める訴訟を提起した¹。

2 第一審および原審の判断

(1) 第一審

第一審（大阪地判平成29年9月29日民集74巻2号125頁参照）は、次のとおり判示し、Xの請求を認容した。

「被用者が民法709条に基づき不法行為に基づく損害賠償責任を負い、使用者が同法715条1項但し書きにより免責されず、同項本文に基づく損害賠償責任を負う場合、両者の損害賠償債務は不真正連帯債務であると解される。不真正連帯債務の債務者の一方が自己の負担部分を超えて賠償債務を履行した場合には、その部分について、他方に求償することができると解すべきであるところ、……使用者責任を負う使用者には、被用者との関係において、報償責任及び危険責任の原理から、実質的な使用者の負担部分の存在を認めることができるといふべきである。そうすると、被用者が、このような使用者の負担部分についてまで賠償義務を履行した場合には、使用者に対し求償することができることとなる。

なお、不法行為責任を負う被用者に対し、被害者が損害賠償請求することを権利濫用等により制限することは困難であると想定されることからすれば、被用者から使用者への逆求償を認めないと、被害者が使用者に対し請求するか、被用者に対し請求するかの偶然の要素により、使用者と被用者との間の損害の公平な分担が阻害されることになり相当ではないといふべきである。」

(2) 原審

これに対し、原審（大阪高判平成30年4月27日民集74巻2号139頁参照）は、次のとおり判示し、第一審判決を取り消した。

¹ なお、Yも、Cに支払った和解金について、Xに対して求償を請求する反訴を提起していたが、これは控訴審で退けられている。本稿では本訴請求のみ取り上げる。

「民法715条1項は、被害者保護のための規定であって、本来、不法行為者である被用者が被害者に対して全額損害賠償債務を負うべきところ、被害者が資力の乏しいこともある被用者から損害賠償金を回収できない危険に備えて、報償責任や危険責任を根拠にして、使用者にその危険回避の負担を負わせたものであって、本来の損害賠償義務を負うのは、被用者であることが前提とされている。……そうすると、民法715条3項の求償権が制限される場合と同じ理由をもって、逆求償という権利が発生する根拠とまですることは困難である。結果が公平に見えることがあるだけでは、理由とはならない。」

これに対し、Xが上告受理申立てをした。

Ⅱ 判旨

破棄差戻し。

「民法715条1項が規定する使用者責任は、使用者が被用者の活動によって利益を上げる関係にあることや、自己の事業範囲を拡張して第三者に損害を生じさせる危険を増大させていることに着目し、損害の公平な分担という見地から、その事業の執行について被用者が第三者に加えた損害を使用者に負担させることとしたものである（最高裁昭和30年（オ）第199号同32年4月30日第三小法廷判決・民集11巻4号646頁、最高裁昭和60年（オ）第1145号同63年7月1日第二小法廷判決・民集42巻6号451頁参照）。このような使用者責任の趣旨からすれば、使用者は、その事業の執行により損害を被った第三者に対する関係において損害賠償義務を負うのみならず、被用者との関係においても、損害の全部又は一部について負担すべき場合があると解すべきである。

また、使用者が第三者に対して使用者責任に基づく損害賠償義務を履行した場合には、使用者は、その事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防又は損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対して求償することができる（最高裁昭和49年（オ）第1073号同51年7月8日第一小法廷判決・民集30巻7号689頁）、上記の場合と被用者が第三者の被った損害を賠償した場合とで、使用者の損害の負担について異なる結果となることは相当でない。

以上によれば、被用者が使用者の事業の執行について第三者に損害を加え、その損害を賠償した場合には、被用者は、上記諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から相当と認められる額について、使用者に対して求償することができるものと解すべきである。」

なお、菅野裁判官および草野裁判官の補足意見ならびに三浦裁判官の補足意見がある。

Ⅲ 評釈

1 本判決の意義

使用者責任（民法715条1項）が成立する場合において、被用者が被害者に損害を賠償したときに、被用者から使用者に対してされる求償は、講学上「逆求償」と呼ばれ、その可否が長く議論されていた。本件はこの逆求償の可否が争われたものであるが、本判決は、最高裁として初めてこれを認める判断を示したものである²。

もっとも、逆求償の可否が実際に争われることは少ない。その理由としては、被害者は資力のある使用者に賠償を求めるのが通常であることや、被用者が自ら賠償した場合でも、使用者との関係性から使用者に求償するのが困難であることが挙げられている³。しかし、使用者・被用者の属性は多様であり、使用者よりも被用者に資力がある場合も想定されうることや、被用者が退職後に使用者に対して求償する場合もある（本件もそうである）ことに鑑みれば、逆求償

² 本判決は、民法学のみならず労働法学においても議論の対象となっている。本判決の評釈として、佐藤康紀「判批」速判解27号89頁（2020）、田中洋「判批」法教477号141頁（2020）、國武英生「判批」法時92巻12号138頁（2020）、細谷越史「判批」速判解27号257頁（2020）、水町勇一郎「判批」ジュリ1543号4頁（2020）。また、担当調査官による解説として、舟橋伸行「判解」ひろば73巻7号68頁（2020）。なお、校正段階で接したものと、吉村良一「判批」民商156巻5＝6号948頁（2021）、大澤逸平「判批」重判令和2年度（ジュリ臨増1557号）58頁（2021）があるが、本稿でその内容を検討することはできなかった。

³ 舟橋・前掲注（2）69頁。

の可否が争点となることも十分考えられる⁴。また、後述⁵のように、逆求償の可否は使用者責任の帰責構造に関する根本的な理解に関わるため、理論的にも重要な問題である。したがって、逆求償を認めた本判決は、理論的にも実践的にも重要な意義を有するといえることができる。

2 従来の裁判例・学説

(1) 従来の裁判例

逆求償の可否が問題となった下級審裁判例としては、佐賀地判平成27年9月11日(労判1172号81頁)⁶がある。この判決は、逆求償を肯定し、その理由として、使用者の損害賠償債務と被用者の損害賠償債務とが不真正連帯債務の関係にあることを前提に、「使用者は被用者の活動によって自己の活動領域を拡張しているという関係に立つこと(いわゆる報償責任)から、被用者がその事業の執行について他人に損害を与えた場合には、被用者及び使用^(ママ)の損害賠償債務については自ずと負担部分が存在することになり、一方が自己の負担部分を超過して相手方に損害を賠償したときは、その者は、自己の負担部分を超過した部分について他方に対し求償することができると解するのが相当である」と述べている。

(2) 従来の学説

学説を見ると、初期の見解では、使用者には負担部分が存在しないといった理由で逆求償を否定する見解が有力であった⁷が、現在では、結論において一定の場合に逆求償を認める見解が多数である。ただし、その理由付けについては、様々なレベルの主張が存在する。逆求償の発生原因について明示的に述べる見解としては、不当利得を根拠とする見解⁸や、不真正連帯債務における求

⁴ 能見善久「判批」法協95巻3号595頁、604頁(1978)。

⁵ 後述3(1)(イ)参照。

⁶ 評釈として、天澤孝子「判批」ひろば70号67頁(2017)、高井洋輔「判批」民商155巻3号540頁(2019)。なお、原判決である鳥栖簡裁平成27年4月9日労判1172号87頁も、逆求償を肯定した。

⁷ 末広巖太郎『債権各論』(有斐閣、1918年)1090頁、鳩山秀夫『増訂 日本債権法各論(下巻)』(岩波書店、1924)923頁等。

⁸ 能見・前掲注(4)603頁以下、中原太郎『事業遂行者の責任規範と責任原理——使用者責任とその周辺問題に関する再検討(10・完)』法協129巻10号2464頁(2012)のほか、四宮和夫『不法行為』(青林書院、1987)713頁も参照。

償権を根拠とする見解⁹があるが、その一方で、逆求償の発生原因については明示せず、使用者固有の負担部分が存在することから説明する見解¹⁰もある。

その一方で、逆求償それ自体には消極的な態度を示しつつ、結論として同様の請求を認める見解も主張されている。例えば、使用者と被用者との間に共同不法行為が成立する場合に限って被用者からの求償を認める見解¹¹や、使用者の安全配慮義務違反による損害賠償請求を認めることによって調整を図る見解¹²がある。

3 判旨の検討

本判決は、逆求償を認め、その理由として、①使用者責任の趣旨と、②使用者から被用者に対する求償が制限されることとの均衡という2つの点を挙げている。

(1) 使用者責任の趣旨——使用者固有の負担部分の承認

(ア) 本判決の判断とその正当化

まず、本判決は、民法715条1項の使用者責任の趣旨として、①「使用者が被用者の活動によって利益を上げる関係にあること」、および②「自己の事業範囲を拡張して第三者に損害を生じさせる危険を増大させていること」から、使用者に損害を負担させることとしたものであるとする。そして、「このような使用者責任の趣旨からすれば、使用者は、……被用者との関係においても、損害の全部又は一部について負担すべき場合がある」と述べる。

使用者責任の趣旨として本判決の挙げるもののうち、上記の①はいわゆる報償責任の原理、②はいわゆる危険責任の原理に対応する¹³。使用者責任の趣旨

⁹ 椿寿夫「判批」判評116号(判時525号)120頁、121頁以下(1968)、平野裕之『民法総合6 不法行為法〔第3版〕』(信山社、2013)260頁。

¹⁰ 潮見佳男『不法行為法Ⅱ〔第2版〕』(信山社、2011)54頁、窪田充見『不法行為法〔第2版〕』(有斐閣、2018)224頁以下。

¹¹ 淡路剛久『連帯債務の研究』(有斐閣、1975年)301頁、澤井裕『テキストブック事務管理・不当利得・不法行為〔第3版〕』(有斐閣、2001)313頁以下、前田陽一『債権各論Ⅱ 不法行為法〔第3版〕』(弘文堂、2017)167頁以下。

¹² 森島昭夫『不法行為法講義』(有斐閣、1987)31頁。

¹³ 報償責任・危険責任の原理を使用者の責任の根拠付けとして用いることは、判例・学説において一般的であるものの、最近では批判も少なくない。根本的な批判として、

をこのように捉える立場は、本判決も引用する過去の最高裁判決でも示されていたところであるが、本判決は、報償責任・危険責任の原理を、使用者と被用者の内部関係における使用者の最終的な損害負担の根拠付けとして用いた点に、従来の判例には見られない特徴がある¹⁴。

実際、報償責任・危険責任の原理から使用者に責任を課しつつ、最終的にそれを被用者に転嫁し、使用者は一切の損害負担を免れるというのでは、両原理の趣旨を没却することになろう。したがって、これらの原理は、被用者との関係でも、利益帰属主体かつ危険管理主体である使用者の最終的な（全部または一部の）損害負担を根拠付けるといふべきである¹⁵。

（イ）代位責任構成との整合性

本判決が「使用者は、……被用者との関係においても、損害の全部又は一部について負担すべき場合がある」とするのは、使用者固有の負担部分が認められうることを意味する。このような考え方をとる場合、「使用者責任を代位責任であると説明することは困難」となるという指摘もあるが¹⁶、その一方で、代位責任構成を維持しつつ逆求償を認める見解も少なからず主張されてきたところである。こうした状況に鑑みると、使用者固有の負担部分を認めることが代位責任構成と矛盾しないかという点について、検討の必要があろう。これは、使用者責任が代位責任であるということをどのような意味で捉えるかに関わる¹⁷。

中原太郎『事業遂行者の責任規範と責任原理——使用者責任とその周辺問題に関する再検討（2）』法協128巻2号271頁、327頁以下（2011）。そのほかに、潮見・前掲注（10）11頁注（29）、瀬川信久『『事業執行性』の展開と使用者責任の多元性』藤岡康宏古稀『民法学における古典と革新』（成文堂、2011）533頁、581頁注（60）等も参照。確かに、本判決の定式化するような報償責任・危険責任の原理は、あまりにも茫漠としており、再検討を免れないと考えられるが、本稿では立ち入らない。

¹⁴ 舟橋・前掲注（2）70頁。

¹⁵ 潮見・前掲注（10）50頁のほか、窪田・前掲注（10）225頁、平野・前掲注（9）236頁も参照。ただし、中原・前掲注（8）2462頁は、報償責任・危険責任の原理によって使用者の負担部分を根拠付けようとする見解に対し、「過失責任原則のもとで、なぜ無過失責任（という特別な根拠に基づく責任）を負わされる使用者が過失責任を負う被用者との関係で内部的負担を強いられるのかを説明できない」と批判する。

¹⁶ 舟橋・前掲注（2）72頁。

¹⁷ 代位責任概念の理論的整序の試みとして、中原太郎『『代位責任』の意義と諸相——

一方で、使用者責任が代位責任であるということは、被用者が本来負うべき不法行為責任を、使用者が被用者に代わって負担するもの（いわば「肩代わり責任」）であることを意味するという理解がある。従来はこのような理解が当然の前提とされてきた¹⁸ように思われるが、これによるならば、あくまで第一次的な責任主体は被用者であることから、使用者固有の負担部分は存在せず、被用者からの求償権も認められないと考えるのが自然である。

他方で、代位責任の概念は、上記のような「肩代わり責任」という意味を必然的に含むものではないとも考えられる¹⁹。すなわち、使用者責任が代位責任であるということは、自己（使用者）の不法行為ではなく他人（被用者）の不法行為についての責任であるという意味²⁰にすぎず、被用者が第一次的な責任主体であるということを当然に含意するものではない。その上で、使用者責任が報償責任・危険責任という使用者固有の帰責根拠に基づく責任であり、その意味で「固有責任」²¹であることを率直に認めるならば、使用者固有の負担部分を認めることも可能となる。

後者の理解によるならば、使用者責任は、被用者という他人の不法行為についての責任（その意味で代位責任）であると同時に、使用者固有の帰責根拠に基づく責任（その意味で固有責任）であることになり、代位責任であることと、使用者固有の負担部分を認めることとの間に矛盾は生じない²²。したがって、代位責任構成をとりつつ逆求償を認めることに理論上の障害はないことになる。

監督義務者責任・使用者責任・国家賠償責任」論ジュリ16号41頁以下（2016）も参照。

¹⁸ 例えば、舟橋・前掲注（2）72頁の指摘も、このような理解を前提としている（同69頁も参照）。

¹⁹ 中原・前掲注（13）342頁。

²⁰ 換言すれば、直接の加害者である被用者の行為を過失評価の対象として使用者が責任を負うものであるということが出来る（中原・前掲注（17）44頁）。

²¹ ここにいう「固有責任」は、使用者固有の帰責根拠に基づく責任という意味であり、使用者自身の（故意・過失）行為に基づく責任という意味ではない。そのことを示す意図もあって、本稿は「自己責任」の語を用いていない（平野・前掲注（9）236頁以下と同じ用語法である）。

²² 平野・前掲注（9）260頁以下のほか、潮見佳男『基本講義債権各論Ⅱ 不法行為法〔第3版〕』（新世社、2017）143頁も参照。

（２）使用者の求償権が制限されることとの均衡

（ア）本判決の判断とその正当化

次に、本判決は、逆求償を認める理由として、使用者から被用者に対する求償が制限されることとの均衡を挙げている。すなわち、最判昭和51年7月8日民集30巻7号689頁（以下「昭和51年判決」という）が、使用者から被用者に対する求償権が制限される可能性を認めていることを前提とすると、逆求償を認めなければ、使用者が被害者に損害を賠償した場合と、被用者が被害者に損害を賠償した場合とで、「使用者の損害の負担について異なる結果とな」ってしまい、均衡を欠くというわけである²³。

確かに、仮に逆求償が認められないとする場合には、被害者が使用者と被用者のいずれに損害賠償を求めたかという、責任とは無関係の事情によって最終的な損害の負担が異なることになり、合理性があるとはいえない²⁴。その意味で、本判決の結論は正当である。

（イ）昭和51年判決との整合性

もっとも、本判決の判断は、必ずしも昭和51年判決の当然の帰結ではない。昭和51年判決では、「損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対し……求償の請求をすることができる」とされているが、この判示をどのように理解するかによって、逆求償の可否についても次のように考え方が分かれうる²⁵。

一方で、昭和51年判決が求償権の制限を信義則という一般条項から説明していることは、使用者の全面的な求償権が実体法上は存在するが、その行使が例外的に制限されるという理解に結びつきやすい²⁶。これによるならば、使用者固有の負担部分は存在しないことになるため、使用者の求償権の制限を認めるとしても、それは被用者の求償権を認めることにはつながらない。

他方で、「損害の公平な分担という見地から」という判示は、最終的な損害

²³ なお、そもそも被害者から被用者に対する損害賠償請求の制限を認める（澤井・前掲注（11）313頁以下、平野・前掲注（9）257頁等）ならば、その限りで逆求償の問題は生じない。本件第一審判決の判示も参照。

²⁴ 舟橋・前掲注（2）71頁。

²⁵ 以下の整理は、窪田・前掲注（10）222頁以下による。

²⁶ 川井健『現代不法行為法研究』（日本評論社、1978）103頁〔初出1977〕、能見・前掲注（4）602頁等。

分担割合に焦点を当てているようにも見える²⁷。この点に着目すると、昭和51年判決は、使用者にも一定の範囲で最終的な損害負担を要請したものであると理解することが可能になる。これによるならば、使用者固有の負担部分も存在しうることとなり、使用者の求償権の制限を認めるならば、その反面として被用者の求償権も認められるはずである。

以上の2つの理解を比較すると、前者の理解のほうが素直であるようにも思われるし、これは使用者責任を「肩代わり責任」と捉える従来の一般的な理解とも親和的である²⁸。しかし、本判決と昭和51年判決とを整合的に理解するためには、後者の理解をとることが必要である。そして、以下の理由から、それは決して無理のある解釈ではないと考えられる。

第1に、昭和51年判決は確かに信義則に言及しているが、判旨を素直に読む限り、使用者に全額の求償権が認められるのが原則であるという趣旨の判示はしていない。むしろ全体としてみると、求償権が制限されるのが原則であるかのようにも読める²⁹。

第2に、「信義則上相当と認められる限度において」求償できるという判示については、信義則の観点から、求償権の範囲を決定するに当たって考慮されているにすぎないと見ることができる³⁰。したがって、信義則を援用することは、使用者に全額の求償権が認められるのが原則であるという理解と必然的に結び付くものではない。

以上より³¹、本判決の判断は、昭和51年判決とも整合的に説明することがで

²⁷ 神田孝夫「判批」重判昭和51年度（ジュリ臨増642号）79頁、81頁（1977）も参照。

²⁸ 被用者が本来負うべき責任を使用者が肩代わりしているのであって、あくまで第一次的な責任主体は被用者であるという理解による場合には、使用者が被用者に対して全額の求償権を有するのが当然であり、逆に被用者の求償権は認められないことになる。本件原審判決もそのような理解に依拠し、使用者の求償権が制限されるからといって逆求償をも認めるべきことにはならないとした。

²⁹ 潮見・前掲注（10）50頁。

³⁰ 舟橋・前掲注（2）70頁。

³¹ そのほかに、神田・前掲注（27）81頁は、昭和51年判決が「原審判示に比し『権利濫用』との説示を欠いている」点が、「使用者が本来全額につき求償権をもつとの考え方をとらないことを示すもの」であると言う。

きる³²。

4 残された問題

本判決の判断は、結論において正当なものと考えられるが、そこにはなお解明されるべき理論的問題が残されている。1つは、逆求償の法律上の根拠に関する問題、もう1つは、逆求償の範囲に関する問題である。

(1) 逆求償の根拠——民法改正との関係

本判決は、逆求償の法律上の根拠（発生原因）については何も述べていない³³。この点は、民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）による連帯債務の規定の改正³⁴との関係で検討を要する。

(ア) 改正民法下における使用者の損害賠償債務と被用者の損害賠償債務の関係

これに関しては、前提として、民法715条1項による使用者の損害賠償債務と、民法709条による被用者の損害賠償債務とが、どのような関係に立つかということが問題となる。

改正前民法下では、両債務は不真正連帯債務となるという見解が一般的であった³⁵。しかし、改正民法下の連帯債務は、主観的共同関係の有無にかかわらず広く成立し、絶対的効力事由が極めて限定されている点において、従来の不真正連帯債務を取り込みうるものとなっており、その結果、改正民法下では、不真正連帯債務の概念はもはや必要なくなったとも言われる³⁶。このことを前

³² 判例との関係では、最判平成3年10月25日民集45巻7号1173頁との整合性も問題となりうるが、舟橋・前掲注（2）70頁は、この判決も「逆求償を肯定する見解と矛盾するものではない」とする。

³³ この問題を指摘するものとして、佐藤・前掲注（2）91頁、國武・前掲注（2）140頁以下。

³⁴ 不法行為法への影響を念頭に置きつつ改正の経緯を検討するものとして、大坂恵里「連帯債務」大塚直編『民法改正と不法行為』（岩波書店、2020）17頁。

³⁵ 我妻栄『事務管理・不当利得・不法行為』（日本評論社、1937）177頁、加藤一郎『不法行為〔増補版〕』（有斐閣、1974）189頁等。判例として、大判昭和12年6月30日民集16巻1285頁、最判昭和45年4月21日判時595号54頁も参照。

³⁶ 潮見佳男『民法（債権関係）改正法の概要』（金融財政事情研究会、2017）112頁、中田裕康『債権総論〔第4版〕』（岩波書店、2020）549頁以下等。ただし、異論も少な

提とすると、使用者の損害賠償債務と被用者の損害賠償債務も、改正民法下では通常の連帯債務となるものと考えられる³⁷。

もっとも、条文との関係では若干の問題がある。というのは、例えば共同不法行為（民法719条1項前段）の場合には、条文上「連帯してその損害を賠償する責任を負う」と明示されているため、「法令の規定……によって数人が連帯して債務を負担するとき」（民法436条）に当たり、各共同不法行為者の損害賠償債務が連帯債務となることに問題はないが、使用者責任が成立する場合における使用者の損害賠償債務と被用者の損害賠償債務については、そのような規定が存在しないからである。しかし、この点については、一定の説明が可能である。すなわち、民法436条にいう「法令の規定」を緩やかに捉え、条文上「連帯」と明示されていない場合も、「法令の規定……によって数人が連帯して債務を負担するとき」に含まれると解釈することにより、ここで問題となっている場合についても、同条により連帯債務の成立を認めることができる³⁸。

（イ）改正民法下における使用者・被用者間の求償権

以上のように、使用者の損害賠償債務と被用者の損害賠償債務が連帯債務となるのであれば、使用者・被用者間の求償についても、連帯債務者間の求償に関する規定（民法442条1項）が適用され、これを根拠とする求償権が認められる³⁹。

くない（平野裕之『新債権法の論点と解釈〔第2版〕』（慶應義塾大学出版会、2021）218頁以下等）。また、内田貴『民法Ⅲ 債権総論・担保物権〔第4版〕』（東京大学出版会、2020）466頁は、「あえて不真正連帯債務という法文にない概念を用いるまでの必要はな」とする一方で、「改正法がこの概念の廃棄を意図しているとまではいえず、今後の解釈論に開かれた問題というべき」であるとも述べている。

³⁷ このことを明言するものとして、潮見・前掲注（22）150頁。

³⁸ 中田裕康ほか『講義 債権法改正』（商事法務、2017）173頁〔沖野眞巳〕のほか、潮見・前掲注（36）113頁も参照。なお、「法令の規定」がないのであれば従来どおり不真正連帯債務となるという解釈もありえないわけではないが、共同不法行為の場合に各共同不法行為者の債務が連帯債務となるのであれば、この場面で異なる解釈をとる実質的理由はないように思われる（窪田充見「連帯債務——複数の賠償義務者間における求償をめぐる枠組み」法の支配190号60頁、70頁（2018））。

³⁹ 民法715条3項が、「使用者……から被用者に対する求償権の行使を妨げない」と定めているのも、民法442条1項により負担部分に応じた求償が可能であることを注意的に規定したものにすぎないということになろう。

これによると、被用者から使用者に対する求償権も一律に否定されるわけではなく、逆求償の可否は連帯債務者である使用者・被用者それぞれの負担部分の確定問題に解消される。そして、使用者責任も固有責任としての性質を併せ持ち、使用者固有の負担部分が認められうるという立場⁴⁰を前提とするならば、一定の範囲で逆求償が認められることとなる⁴¹。さらに、使用者から被用者に対する求償権の制限も、使用者固有の負担部分に属しない部分についてのみ被用者に求償するということにはかならず、やはり負担部分の確定問題に帰着する⁴²。

以上のように考えることで、使用者・被用者間の求償について、本判決を含む従来の法的規律の実質を維持しつつ、改正民法の規定に則った説明が可能となる⁴³。

(2) 逆求償の範囲

本判決は、求償の額を審理させるために本件を原審に差し戻したため、逆求

なお、連帯債務とする場合には、自己の負担部分を超える額を弁済しなくても求償権の行使が可能かどうかという問題が生ずる（佐藤・前掲（2）91頁も参照）が、これは使用者・被用者間の求償に限った問題ではなく、主に共同不法行為者間の求償との関連で、改正民法下において議論されている。この点については、いずれの解釈も可能であると思われる（筒井健夫＝村松秀樹編著『一問一答 民法（債権関係）改正』（商事法務、2018）119頁、中田・前掲注（36）542頁、内田・前掲注（36）465頁以下等）が、仮に自己の負担部分を超える額を弁済して初めて求償するという立場（最判昭和63年7月1日民集42巻6号451頁等）を維持するとしても、求償権の根拠自体は民法442条1項であり、ただ求償権の要件が修正されるにすぎないと説明すれば足りる。したがって、以上の問題は、本文に述べたような理解をとることの妨げとはならない。

⁴⁰ 前述3（1）（イ）参照。

⁴¹ これに対し、「肩代わり責任」理解を貫徹し、使用者固有の負担部分は存在しないと考えるならば、逆求償は認められないこととなる（前田・前掲注（11）167頁参照）。

⁴² このように考えるならば、使用者からの求償権の制限を信義則上の制限と構成する必要はなく、その限りで昭和51年判決を修正するのが適切である。

⁴³ 従来、使用者・被用者間の求償権についても不真正連帯債務者間の求償権として説明する見解があった（樺・前掲注（9）121頁以下、平野・前掲注（9）260頁のほか、本件第一審判決も同様）が、この見解は、改正民法下で不真正連帯債務の概念はもはや必要ないという立場を前提とすると、本文で述べたように読み替えられるものと思われる。

償の範囲が最終的にどのように判断されるべきかが、本件の具体的解決として残された問題である⁴⁴。

これについては、逆求償の範囲がどのような観点から決定されるべきかが問題となるが、本判決は、昭和51年判決の示した考慮要素を引用し、逆求償の場合にも同じ要素を考慮して判断すべきことを示している。そのため、負担部分の確定に当たっては、使用者から被用者に対する求償について判断した裁判例をも参考にすることができる⁴⁵。

また、この問題に関連して、本判決に付された2つの補足意見は、いずれも被用者の負担部分を相当程度限定する必要性を示唆している。その際、菅野裁判官・草野裁判官の補足意見は、使用者・被用者各自の属性と双方の関係を重視し、損害リスクの負担能力を考慮して被用者の負担部分を限定することを指向する一方で、「矯正的正義の理念」や適切な行動への誘因といった観点から、被用者の負担部分が過少とならないように配慮する必要性をも示しており、総じて経済学的な発想が色濃く現れているといえることができる。また、いずれの補足意見も、Yが任意保険に加入していなかったことが被用者の負担部分を小さくする方向で働きうるとする⁴⁶が、三浦裁判官の補足意見は、そのことを貨物自動車運送事業法等の法令の趣旨から基礎付けようとしている点に特徴がある。

※本研究は JSPS 科研費17K0344307、20K0136000の助成を受けたものである。

⁴⁴ 差戻審の見通しを論ずるものとして、細谷・前掲注（2）259頁以下。

⁴⁵ 舟橋・前掲注（2）72頁。また、下級審裁判例を網羅的に整理したものとして、村木洋二「被用者が使用者又は第三者に損害を与えた場合における使用者と被用者の間の賠償・求償関係」判タ1468号5頁（2020）

⁴⁶ これ自体は、使用者から被用者に対する求償権の制限においても考慮されてきたところである（村木・前掲注（45）11頁以下参照）。